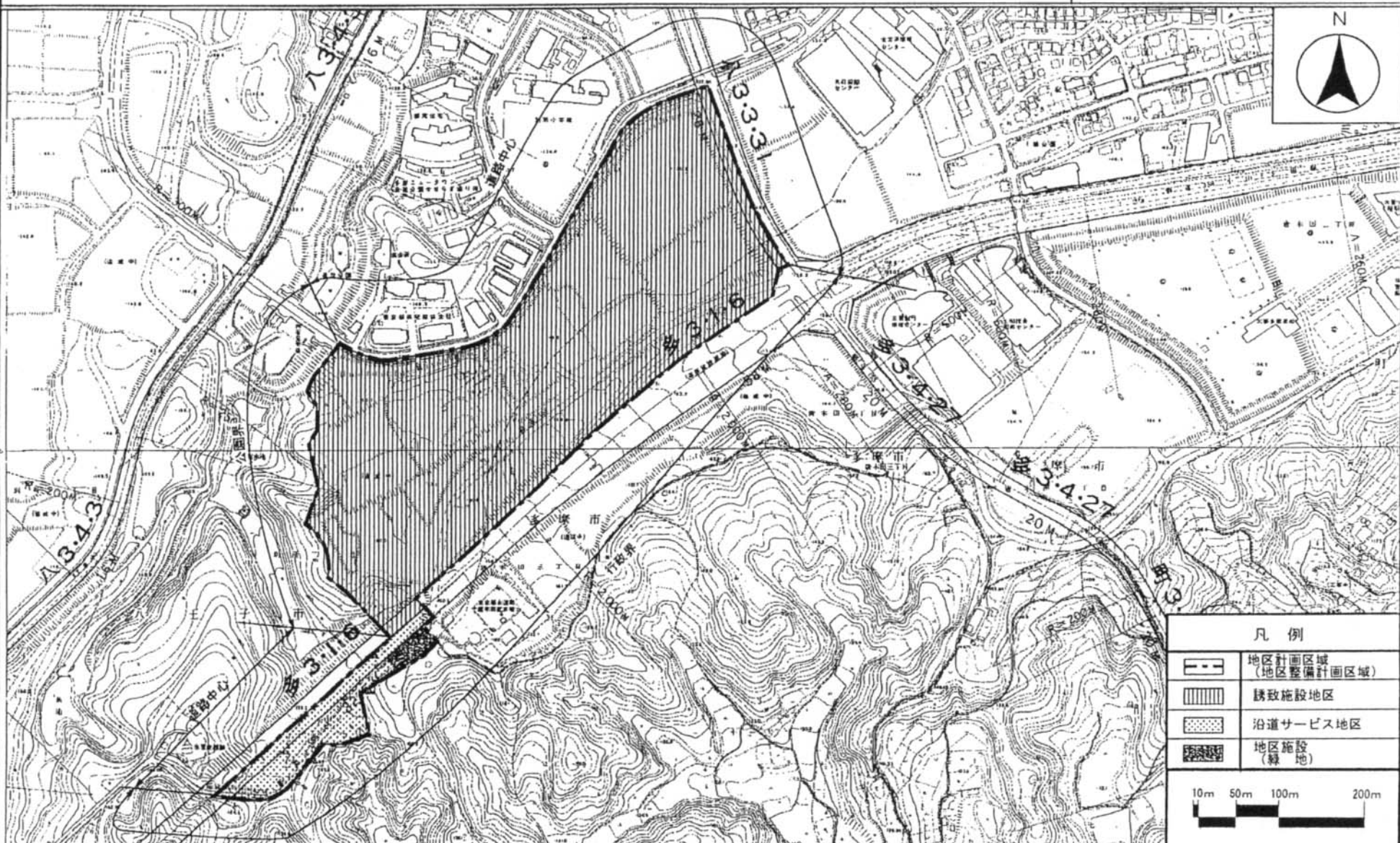


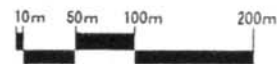
八王子都市計画地区計画 見附地区地区計画 計画図

〔八王子市決定〕



凡 例

-  地区計画区域
(地区整備計画区域)
-  誘致施設地区
-  沿道サービス地区
-  地区施設
(緑 地)



八王子都市計画地区計画の変更（八王子市決定）

都市計画見附地区地区計画を次のように変更する。

名 称			見附地区地区計画		
位 置 ※			八王子市別所二丁目地内		
面 積 ※			約 1 6 . 5 h a		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標		本地区は、新住宅市街地開発事業区域内の主要道路交通の結節点に位置し、周辺の地区と一体となった整備が進められている地区であり、広範な業務・文化・サービス等の拠点の形成が求められている地区である。 このため、計画的にこれらの都市機能の立地を誘導するとともに、周辺地区と調和した、一体的で、利便性に富む魅力ある都市環境の形成を図ることを目標とする。		
	土地利用の方針		地区を 2 地区に区分し、健全で合理的な土地利用を図る。 ＜誘致施設地区＞ 主要道路交通の結節点に位置することから、東側部分については利便性を活かして主にサービス施設等、西側部分についてはスポーツ・健康増進施設等の計画的な立地誘導を図る。あわせて、地区周辺の緑豊かな自然環境を活かした健全で合理的な土地利用を図る。 ＜沿道サービス地区＞ 広域幹線道路沿道に位置することから、その利便性を活かし、沿道サービス施設等を配置する。		
	地区施設の整備の方針		新住宅市街地開発事業により、地区内に計画的に整備される道路、緑地等の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。		
	建築物等の整備の方針		＜誘致施設地区＞ 業務、文化、サービス等の施設立地を進め、良好な都市環境を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を行う。 ＜沿道サービス地区＞ 幹線道路に面する立地条件を活かし、活力ある市街地環境を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を行う。		
地区	位 置 ※		八王子市別所二丁目地内		
	面 積 ※		約 1 6 . 5 h a		
	地区施設の配置及び規模	種 類	名 称	面 積	備 考
		緑 地	緑 地	約 0 . 1 h a	既 設
	地区の区分	名 称	誘致施設地区		沿道サービス地区
		面 積	約 1 5 . 2 h a		約 1 . 3 h a
整備に関する事項	建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限 ※	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 建築物の延べ面積の 10 分の 1 以上を居住の用に供するもの		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅
		建築物の敷地面積の最低限度	3 , 0 0 0 m ²		5 0 0 m ²
	建築物等の形態、意匠の制限	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、2m以上としなければならない。		
		建築物等の形態、意匠の制限	1 物の屋根、外壁及びこれに代わる柱の色彩は、周囲の環境に調和したものとする。 2 屋上、屋外設置物及び工作物は、地上や他の建築物からの景観に配慮する。 3 屋外広告物は、周囲の環境と調和するよう設置場所、大きさ、色彩等に配慮する。		
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさくの構造は、生垣、フェンス等とする。		

「区域、地区の区分については計画図表示のとおり」

※は知事同意事項

理 由：都市計画区域の変更及び新住宅市街地開発事業の土地利用計画変更にあわせ、地区計画を変更する。